

特別養護老人ホームあかり 従来型多床室 介護福祉施設サービス契約書

（以下「甲」という）と社会福祉法人創誠会（以下「乙」という）は、甲が乙の運営する特別養護老人ホームあかりの居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、乙から提供される介護福祉施設サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 乙は甲に対し介護保険法等関係法令の趣旨に従って介護福祉施設サービスを提供し、甲は乙に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに、甲から乙に対して文書により契約の終了の申し出がない場合、かつ甲が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、または、要介護1・2で特例入所要件に該当した場合、契約は更新されるものとします。

（施設サービス計画）

第3条 乙は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- （1）甲の意向を踏まえて、施設サービス計画を作成すること
- （2）必要に応じて、施設サービス計画を変更すること
- （3）施設サービス計画の作成及び変更について、その内容を甲又は連帯保証人に説明すること

（介護福祉施設サービスの提供場所及び内容）

第4条 介護福祉施設サービス提供場所は、特別養護老人ホームあかりとします。

2 乙は、施設サービス計画に沿って、甲に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、甲の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。

（要介護認定の申請に係る援助）

第5条 乙は、甲が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう甲を援助します。

2 乙は、甲が希望する場合は要介護認定の申請を、甲に代わって行います。

（サービス提供の記録）

第6条 乙は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、これを5年間保管します。但し契約終了後は2年間保管します。

2 甲は、月曜から土曜日の午前9時から午後5時までの間に、事業所内にて、前項のサービス提供の記録を閲覧できます。

3 甲又はご家族様の申し出により、前項のサービス提供の記録を複写し交付する。但し複写代は甲又はその家族が負担するものとします。

（料金）

第7条 甲は、介護老人福祉施設サービスの対価として「重要事項説明書」に定める料金

をもとに計算された月毎の合計額を乙に支払います。

- 2 乙は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに甲に通知します。
- 3 甲は、当月の料金の合計額を翌月末日までに、現金、銀行振込又は口座自動振替で支払います。
- 4 乙は、甲から料金の支払いを受けた時は、甲に対し領収証を発行します。

(料金の変更)

第 8 条 乙は、甲に対して文書で通知することにより、食費及び居住費の変更を申し入れることができます。

- 2 甲が前項の料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「覚書」を作成し、相互に取り交わします。ただし、介護保険法に基づく介護給付費体系の変更については、これを省略することとします。
- 3 甲が第 1 項の料金の変更を承諾しない場合、甲又は乙は文書で相手方にこの契約を解約する旨の通知をすることにより、通知後 30 日を経過したときに、この契約は解約により終了します。

(契約の終了)

第 9 条 甲は、乙に対して 7 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、乙は甲に対して、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、この契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 甲のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合
 - (3) 甲が病院又は診療所に入院し、明らかに 3 か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後 3 か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - (4) 甲又はその家族等が、乙及び乙に就業する職員又は他の契約者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

[本項目に該当する具体例]

- セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言、インターネットや SNS 上での誹謗中傷発言等により、乙に就業する職員、他の契約者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合
- (5) 甲の医療依存度が高くなり、施設での生活の継続が困難となった場合
 - (6) 乙がやむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
- 3 甲が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 甲が他の介護保険施設に入所された場合
 - (2) 甲が死亡された場合

(退所時の援助)

第 10 条 乙は、この契約が終了し甲が退所する際には、甲及びその家族の希望、甲が退所後に置かれることとなる環境等を提案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(守秘義務)

第11条 乙及び乙の全ての職員（職員であった者も含む。）は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、この契約終了後も同様です。

2 乙は、甲又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、甲又は家族の個人情報を提供しません。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、サービスの提供に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、甲に対して損害を賠償します。ただし、乙の実施したサービスを起因としない事由により損害が発生した場合は、この限りではありません。

2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、乙及び乙に就業する職員又は他の契約者が損害を被った場合は、乙及び乙に就業する職員又は他の契約者に対して賠償責任を負います。

(緊急時の対応)

第13条 乙は、甲の健康状態に急変が生じた場合、その他必要と思われる場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、病院等に救急搬送をするなど必要な措置を行います。

2 甲の緊急連絡先者は連絡した際は、速やかに駆けつける努力をすること。

(相談・苦情対応)

第14条 乙は、介護老人福祉施設サービスに関する甲からの相談、苦情等に対応する窓口の設置、及び責任者、担当者を配置、第三者委員会を設置します。

2 乙は介護老人福祉施設サービスに関する甲からの相談、苦情等を迅速に対応します。

(連帯保証人)

第15条 乙は、甲の連帯保証人を求めます。

2 連帯保証人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
- (2) 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った受入先の確保に努めること
- (3) 甲が死亡した場合の遺体及び遺留品の引受その他必要な措置をすること
- (4) この契約に定める甲の債務及び義務について60万円を上限に連帯保証をすること

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲及び連帯保証人並びに乙は、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(本契約に定めない事項)

第17条 甲及び連帯保証人並びに乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び連帯保証人並びに乙が誠意を持って協議します。

上記の契約を証するため、署名又は記名押印のうえ本契約書2通を作成し、甲(又は連帯保証人)及び乙が、それぞれ1通を保有します。

(契約締結日) 令和_____年_____月_____日

(契約者) 住 所_____

氏 名_____⑩

_____(代筆者氏名)_____(続柄)_____

(連帯保証人1) 住 所_____

氏 名_____⑩

(契約者本人との関係 _____)

(連帯保証人2) 住 所_____

氏 名_____⑩

(契約者本人との関係 _____)

※尚、保証の上限額は60万円とする。

(事業者)

船橋市二和西6丁目3番20号

社会福祉法人創誠会

理事長 石神 市太郎

⑩

(契約施設)

鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7丁目13番地33号

特別養護老人ホームあかり